

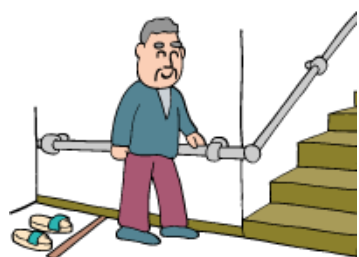
# 耐震診断・耐震設計・耐震改修(建替)補助金交付制度



- 耐震診断の限度額は10万円!
  - 耐震改修(建替)の限度額は40万円! また、安全支援住宅なら、限度額は80万円! さらに、市内業者の場合20万円を上乘せ!
  - **新たに分譲マンションの耐震設計補助を行います!**
- 詳しくは2、3ページをご覧ください

# 安全住宅リフォーム補助金交付制度

バリアフリー改修で  
安全・快適!  
生活が楽になったね



- 補助額は10万円限度に対象工事費用の30%!
- 市の補助対象となる耐震補強の関連工事とバリアフリー改修工事が対象となります!
- **施工業者は市内業者に限ります!**
- 詳しくは4ページをご覧ください

**これらの補助金は今年度も継続します!!**

志木市

# 耐震診断・耐震設計・耐震改修(建替)補助金交付制度の概要

## 1. 補助金交付対象について

### ① 対象建築物

- ・市内にある昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を取得し着工した旧耐震基準の住宅及び併用住宅（※建替補助は、共同住宅は対象外です。）
- ・自己居住用の住宅であり、今後も居住する住宅であること
- ・現在まで適正に管理されており（違反建築物等になっていないこと）、今後も適正に維持管理されるもの

### ② 対象者

- ・申請日において、志木市に3年以上居住する対象建築物の所有者（共同住宅については、区分所有者）
- ・次の地方税等を滞納していないこと  
志木市税条例に規定する市民税、固定資産税又は軽自動車税  
志木市国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税  
志木市都市計画税条例に規定する都市計画税  
志木市保育の実施に関する条例及び志木市学童保育条例に規定する保育料  
介護保険法に規定する介護保険料

### ③ 耐震診断者

- ・補助金交付規程に定める建築士が行うこと

## 2. 補助金額について

耐震診断	戸建住宅・安全支援住宅	100,000円を限度に耐震診断に要した費用の相当額
	共同住宅	耐震診断に要した費用の2/3かつ戸数×50,000円以内 (戸数に応じて実施要領に定める限度額(最高額7,000,000円)があります。)
耐震設計	共同住宅	耐震設計に要した費用の2/3かつ戸数×50,000円以内 (戸数に応じて実施要領に定める限度額(最高額7,000,000円)があります。)
耐震改修	戸建住宅	400,000円(※)を限度に耐震改修工事に要した費用の1/5
	安全支援住宅	800,000円(※)を限度に、耐震改修工事に要した費用の相当額
	共同住宅	耐震改修工事に要した費用の1/5かつ戸数×300,000円以内 (戸数に応じて実施要領に定める限度額(最高額30,000,000円)があります。)
建替	戸建住宅	一戸につき400,000円(※)
	安全支援住宅	一戸につき800,000円(※)

(※)印の金額 市内業者施工の場合 200,000円 が加算されます。市内業者とは、市内に本店を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業所のことです。

### 3. 安全支援住宅について

耐震診断や耐震改修工事の補助金交付限度額が優遇される住宅のことで、

被災時に災害弱者となる可能性の高い方が居住する住宅を対象にしており、下記の条件のいずれかに該当する方がお住まいの戸建住宅が対象です。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②療育手帳の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ④介護保険法による認定を受けた方
- ⑤65歳以上の高齢者の方

## Q and A

---

**Q.** 建替補助とはどのようなものですか。

**A.** 現在お住まいの昭和56年5月31日以前に着工され、倒壊の恐れがあると診断された戸建て住宅を取り壊して、同じ敷地に新たな自己居住用の戸建て住宅を建築する場合に40万円（安全支援住宅は80万円）を補助します。  
なお、公共事業による移転を伴う場合は、補助の対象外です。

**Q.** 既に工事に着手していますが、補助は受けられますか。

**A.** 市が計画認定をする前に工事着手や契約されたものは補助の対象にはなりません。  
裏面の「手続きの流れ」のとおり、契約の前に（一度）ご相談ください。

**Q.** なぜ、補助の対象が昭和56年5月31日以前に着工された建物だけなのですか。

**A.** 昭和56年6月1日の建築基準法改正以前の建物は、地震に対する壁量の少ないものが多く、強い地震の際に倒壊する危険が高いため補助の対象としています。

**Q.** 少しでも耐震補強工事をすれば良いのですか。

**A.** 地震に対して安全な構造（木造の場合、一般診断法で上部構造評点が1.0以上）としなければ、補助の対象になりません。

**Q.** 市内に支店のある会社は市内業者ですか。

**A.** 市内に本店を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者が市内業者となりますので、市内に支店のみの場合対象にはなりません。

**Q.** 業者との契約で耐震診断と工事（改修又は建替え）が一緒ですが良いですか。

**A.** 耐震診断と工事は裏面の「手続きの流れ」に沿って、手続きを別々に行う必要があります。したがって、耐震診断と工事の契約は分けて行ってください。なお、設計と工事の一体契約の場合においても、工事の計画認定前に一体契約を行いますと補助の対象となりません。その際は、設計のみ契約を先に行い、工事の計画認定後、工事の契約を行ってください。

## 共同住宅の耐震設計補助を拡充

---

共同住宅（分譲マンションのみ）の耐震化を促進させるため、平成28年4月1日から新たに耐震設計の補助を行います。耐震設計の補助金額は耐震診断補助金額と同様となり、戸数に応じて限度額が最大7,000,000円となります。

## 安全住宅リフォーム補助交付金制度の概要

安全な住環境づくりのため、**市内業者施工**のリフォーム工事に補助金を交付します。耐震補強工事と同時にリフォームを行えば、耐震補助の対象にはならないリフォーム工事費にも補助金が交付されます。

### ① 対象者

- ・市内に3年以上居住する市民税等の滞納のない方に限ります。
- ・自己居住用の戸建住宅の所有者、共同住宅の区分所有者（違反建築物は対象外）  
※共同住宅の場合、各住戸ごとに申請できます。

### ② 対象工事

#### ア、耐震補強関連工事

市の補助対象となる耐震補強工事に伴って行う改修工事（総額 10 万円以上）

例：床、壁、天井の張替え、補強工事に伴うドア、窓の交換など

#### イ、バリアフリー改修工事

耐震改修工事を伴わなくても対象となります（総額 10 万円以上）

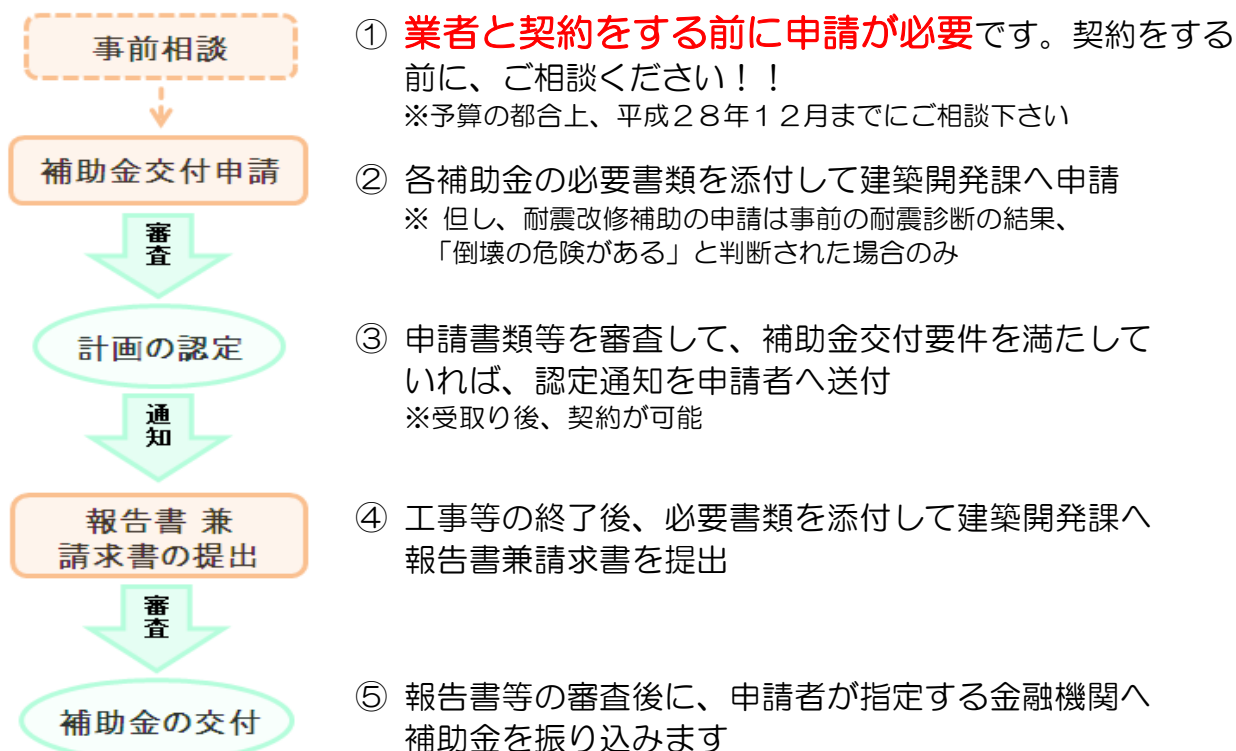
例：室内の段差解消、手すりの設置、和便器→洋便器への改修など

※介護保険の住宅改修や重度障がい者居宅改善整備費補助の対象となる工事は、ご利用になれません。

### ③ 補助額

ア、イそれぞれの工事に対し、10 万円を限度に対象工事費用の30%

## 各種手続きの流れ



### ■ 問合せ先

志木市役所 都市整備部 建築開発課

電話：048-473-1111（内線 2534） Fax：048-487-5353

Email：kentiku@city.shiki.lg.jp